

平成 24 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 議会の運営に関する事項	1
1. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項	7
1. 議長の諮問に関する事項	17
1. その他	31

平成 24 年 11 月 19 日 (月曜日)

議会運営委員会会議録

平成24年11月19日 月曜日

午前10時07分開議

午後 0時30分閉議（実時間120分）

○本日の会議に付した案件

1. 議会の運営に関する事項
1. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
1. 議長との諮問に関する事項
1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君
副委員長 大倉裕一君
委員 亀田英雄君
委員 友枝和明君
委員 堀口晃君
委員 前垣信三君
委員 前川祥子君
委員 松浦輝幸君
委員 百田隆君
議長 古嶋津義君

※欠席委員 田方芳信君
藤井次男君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

増田一喜君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長 木本博明君
議会事務局長 田上高広君
議会事務局首席審議員
兼次長 桑崎雅介君
議会事務局次長補佐
兼総務係長 澤井光郁君

○記録担当書記 桑崎雅介君

嶋田和博君

（午前10時07分 開会）

◎議会の運営に関する事項

○委員長（上村哲三君） それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

それではまず、1、12月定例会の運営についてを議題とし、（1）付議案件の（イ）委員長報告12件について説明を求めます。

○議会事務局長（田上高広君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、（イ）委員長報告について御説明申し上げます。座りまして、御説明申し上げます。

平成23年度八代市一般会計歳入歳出決算及び平成23年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算など11の特別会計決算、合わせまして12件の審査が10月18日をもって終了しておりますので、決算審査特別委員会委員長の中村和美委員長より御報告をいただきましたと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、次に、（ロ）市長提案案件17件について説明を求めます。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） 木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。おはようご

ございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）済みません、座って説明させていただきます。

12月定例会に当初提出予定の議案は、全部で17件でございます。

内訳は、お手元に配付してございます平成24年定例会提出予定議案にありますように、予算議案が5件、事件議案が6件、それから、条例議案が6件の合計17件でございます。

まず、予算議案の5件についてでございますが、平成24年度一般会計補正予算・第8号と、国民健康保険・第1号、介護保険・第2号、農業集落排水処理施設事業・第1号の特別会計補正予算3件及び水道事業会計・第1号の補正予算1件でございます。

まず、議案第115号の一般会計補正予算・第8号の補正予算額は、総額の3億8351万2000円でございます。3億8351万2000円の予定でございます。

主な内容は、農業体質強化基盤整備促進事業や青年就農給付金事業、強い農業づくり交付金事業、緊急雇用創出の基金事業で、国・県などの内示に伴いますものが約3億6000万円、それから、昨年の平成23年3月から導入いたしました小児用肺炎球菌ワクチンなどの予防接種者数の大幅増、また、八代市コンテナ利用等補助金などの利用増に対応するための経費が約8900万円、その他緊急でやむを得ないもの約460万円に対しまして、人事異動等によりまして人件費の減額分が約7000万円ございまして、それを相殺いたしまして、3億8351万2000円の補正をお願いするものでございます。

次に、116号から119号までの特別会計などは、人事異動に伴う人件費の補正予算でございます。

それから、事件議案の6件についてでございますが、まず、議案第120号の専決処分の報

告及びその承認については、につきましては、先週末、11月16日に衆議院の解散及び総選挙執行の日程が決定されましたことに伴う選挙執行経費の補正予算約6500万円でございます。

今回の選挙は、小選挙区、それから、比例代表に加えまして、最高裁判所裁判官国民審査もございまして、3つの投票となり、また、告示日の12月4日火曜日の翌日から期日前投票もその日から開始されますことから、その前日までに準備を整えている必要がございます。

これまで、内部での準備は進めてきていますものの、投票日までの限られた時間内に準備し、万全の態勢で臨むためには、多数の外部の個人・団体等との関連作業の契約とか連絡調整など、一刻も早く取りかかる必要がございますので、選挙執行経費の補正予算につきましては、専決処分をさせていただきました。

次に、議案第121号は、財産の無償譲渡に係る契約の締結について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第122号は、戸籍謄本等の交付請求の受付及び引き渡し事務を取り扱わせる郵便局を指定させるために、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それから、議案第123号から125号は、勤労福祉会館、それから、がらっぱ広場、松中信彦スポーツミュージアムに関する指定管理者の指定についての3件でございます。

次に、条例議案は6件を予定いたしております。議案第126号・市税条例の一部改正については、景気低迷と本市の厳しい財政状況を勘案しまして、平成25年度の固定資産税の税率を、前年同様1.5%とするものでございます。

それから、議案第127号は、都市の低炭素

化の促進に関する法律によりまして、建築主事を置く市町村の長が低炭素建築物新築等計画の認定をすることとれされたことに伴いまして、認定申請等に係る手数料を規定するものでございます。

議案第128号は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正に伴いまして、引用条項の整理を行うものでございます。

議案第129号は、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の改正に伴いまして、風致地区内における建築物の建築、住宅の造成、木竹、木、竹と書きますが、木竹の伐採、その他の行為を規制する条例を定めるものでございます。八代市では、昭和46年に古麓町の春光寺東側の山麓地約13.7ヘクタールの1カ所が指定されております。

それから、議案第130号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに、市町村長が市町村対策本部を設置することとされたことに伴いまして、本市に設置する対策本部について必要な事項を定めるものでございます。

それから、第131号は、市立病院において外来患者の患者数の減少、それから、退職による医師の減員等に伴い、診療日と休診日の区分を見直しまして、土曜日を休診日とするものでございます。

以上が、12月定例会の開会日に提出予定の議案16件でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 説明が終わりましたが、何か質疑等ございませんか。

はい、亀田委員、どうぞ。（総務部長木本博明君「もとい」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） 木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） 失礼しました。開会日に提出予定の議案17件でございました。

失礼しました。

○委員長（上村哲三君） それでは、説明が終わりましたが、何か質疑等ございませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。済みません、聞き逃したれば、申しわけなからですが、人事異動で人件費が7000万減というお話でしたですよ。その人事異動で7000万も減にする、その仕組みをちょっと、あんまり7000万というと、人事異動ぐらいで7000万減すつとかなと思うたもんですけん、ちょっと中身について。

○総務部長（木本博明君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。これは、一般会計、特別会計、国保とか介護保険、農業集落、先ほど言いました特別会計との繰出金等の関係もございませけれども、まず、一般会計で言いますと、報酬で、議員報酬の改定によりまず影響、その他、それから、もう一つ、植原議員が亡くなられた件での、その他の報酬関係で330万の減、それから、退職とか休職、育児休業あたりでの減がございまして、それらが4600万近く、それから、その他がございませますが、そうすると、期末勤勉手当で、先ほど申しました退職、休職、育児休業等に伴いますものの減が2300万近く、その他、それに伴います共済費関係で1000万近く、それから、手当の増減による影響もございませますが、それらを合わせまして6956万5000円となっております。それを約7000万というふうに表現しました。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。
○委員長（上村哲三君） はい、大倉委員。
○委員（大倉裕一君） はい。毎年この時期に、12月定例会は人事院勧告関係の提案が出たかと思うんですけど、今回はその提案についてはどのような考えでおられるのでしょうか。
○総務部長（木本博明君） はい。
○委員長（上村哲三君） はい、木本総務部長。
○総務部長（木本博明君） 今回の場合は、人勧がございませんでしたので、何と申しますか、予定はございません。
○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、次に（ハ）先議案件はありますか。
○総務部長（木本博明君） 委員長。
○委員長（上村哲三君） 木本総務部長。
○総務部長（木本博明君） はい。ございません。
○委員長（上村哲三君） それでは、次に、（ニ）請願・陳情について説明を求めます。
○議会事務局長（田上高広君） はい、委員長。
○委員長（上村哲三君） はい、田上議会事務局長。
○議会事務局長（田上高広君） はい。それでは、（ニ）請願・陳情について御説明申し上げます。座りまして、説明申し上げます。

配付資料の別添資料、請願・陳情をごらんいただきたいと思っております。

11月19日、本日までに受理いたしました請願・陳情は、陳情の4件でございます。

まず、陳情第9号・安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出方についてでございますが、これは、

去る11月1日に受理したもので、陳情人は熊本市中央区神水1-20-15-102、熊本県医療労働組合連合会執行委員長田中直光さんから提出されたものでございます。

次に、陳情第10号・最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出方についてでございますが、これは去る11月1日に受理したもので、陳情人は熊本市中央区神水1-30-7コモン神水、全日本年金者組合熊本県本部委員長國宗直さんから提出されたものでございます。

次に、陳情第11号・国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出方についてでございますが、これは去る11月1日に受理したもので、陳情人は熊本市中央区神水1丁目14-41、熊本県社会保障推進協議会会長鳥飼香代子さんから提出されたものでございます。

次に、陳情第12号・改正介護保険制度の充実を求める意見書の提出方についてでございますが、これは去る11月1日に受理したもので、陳情人は熊本市中央区神水1丁目14-41、熊本県社会保障推進協議会会長鳥飼香代子さんから提出されたものでございます。

また、委員会への参考送付分といたしまして、お手元にコピーを配付いたしておりますが、協議事項に記載の4件を受理いたしましたので、関係委員会へ参考送付させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） 説明が終わりましたが、何か質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 次に、（2）市長追加提出予定案件2件について説明を求めます。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。追加予定議

案でございますが、南川大橋下部工（P5橋脚）受託工事に関する議案第132号・契約の変更についての事件議案1件を、一般質問最終日に提出予定にしております。

議会の議決を経た工事請負契約について、契約金額の1割以上、または2000万円以上の金額に該当する変更契約を締結するため議会の議決を得るものでございます。

それから、また、定例会の最終日、閉会日の追加提出といたしまして、人事議案1件を予定いたしております。

議案第133号・人権擁護委員候補者の推薦についてで、人権擁護委員21名おられますうち、千丁地区の委員のお1人が、来年の3月31日をもちまして、3年の任期を終えられますことから、その後任の候補者について議会の意見を聞いて、法務大臣に推薦するものでございます。

以上が、追加予定議案でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 132号の変更の理由、内容について、もう少し詳しく報告願えませんか。

○総務部長（木本博明君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。これは、この工事は、国交省の九州地方整備局に委託してございまして、そこでの変更が、昨年もございましたけども、さらに、契約の変更がございまして、最終的に減額、約3500万近くの減額を予定しておりますが、その結果がですね、まだ、来ておりませんが、11月中に出るということでございます。現在状況待ちということでございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、ないようですので、次に、（3）会期の決定について協議いたします。

まず、招集日について報告を求めます。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） 木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。招集日についてでございますが、11月26日月曜日午前10時からお願いいたしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、会期についてお諮りいたします。

会議日程につきましては、いかがいたしましょうか。（「委員長案のとおりですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、委員長腹案ということですので、配付資料をごらんください。

念のため、事務局より説明いたさせます。

○議会事務局首席審議員兼次長（桑崎雅介君）

はい。

○委員長（上村哲三君） 桑崎議会事務局次長。

○議会事務局首席審議員兼次長（桑崎雅介君）

はい。委員長腹案ということでございまして、ただいま配付してございます12月定例会日程（委員長案）について御説明をさせていただきます。済みませんが、座らせて説明させていただきます。

11月26日月曜日の午前10時が開会ということでございます。

翌日27日火曜日が質疑・一般質問の締め切り日となります。締め切り時間は午前10時と

なります。

また、12月3日月曜日から6日木曜日までが質疑・一般質問、翌7日金曜日が質疑・一般質問の予備日ということになります。

翌週から委員会でございますが、10日月曜日が文教福祉委員会、11日が経済企業委員会、12日水曜日が建設環境委員会、13日木曜日が総務委員会ということになります。

最終日につきましては、12月18日火曜日午前10時から本会議開会ということでございます。

議会運営委員会、全員協議会の開催についてでございますが、開会日の11月26日午前9時から議会運営委員会、9時半から全員協議会となります。

また、12月5日本会議の一般質問終了後、議会運営委員会となります。

最終日の12月18日でございますが、午前9時から議会運営委員会、午前9時30分から全員協議会となります。

以上が委員長腹案でございます。

○委員長（上村哲三君） ただいまの案について、何か御意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、お諮りいたします。

12月定例会の会期は、11月26日から12月18日までの23日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（4）その他の（イ）故植原勉議員に対する追悼の言葉についてですが、本件につきましては、去る10月2日に逝去されました、故植原勉議員に対する追悼の言葉の奉呈について、先例を含めまして、議会としての対応について説明を求めます。

○議会事務局長（田上高広君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） はい。その他の（イ）故植原勉議員に対する定例会での追悼の言葉の奉呈について御説明申し上げます。座りまして、御説明申し上げます。

この件につきましては、先例によりますと、議員が死亡したときは、直近の会議において議席に生花を供え、黙禱をささげ、他会派同期の議員が弔詞を呈するという例がございます。

この例によりまして、去る11月5日の各派代表者会で御協議いただきまして、追悼の言葉は他会派の同期の議員さんということになりますことから、新生会の前垣議員さんをお願いすることとし、12月定例会開会日の本会議におきまして、議席に遺影を供え、遺族を傍聴席にお招きして、追悼の言葉をささげることの決定がなされたところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） ただいま説明が終わりましたが、質問等があれば願います。ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、追悼の言葉の奉呈は、前垣委員さんをお願いすることとし、11月26日午前10時から開かれる本会議において、議席に遺影を供え、遺族を傍聴席にお招きをして、追悼の言葉をささげることといたします。

次に、（ロ）八代生活環境事務組合議会議員の補欠選挙について説明を求めます。

○議会事務局長（田上高広君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） はい。その他

の（ロ）八代生活環境事務組合議会議員の補欠選挙について御説明申し上げます。座りまして、御説明申し上げます。

この件につきましては、10月2日に植原勉議員が御逝去されましたことに伴いまして、11月5日の各派代表者会において、その選出に当たって協議がなされたところでございます。

その結果、人選につきましては、11月8日の各派代表者会におきまして、八代生活環境事務組合議会議員の補欠選挙に伴う議員として、庄野末藏議員を12月定例会で指名推選により選出することとされたところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） ただいま説明が終わりましたが、質問等があれば願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、同組合議会議員の選挙については、ただいまの説明のとおり、指名推選の方法により庄野議員を選出することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

○委員長（上村哲三君） 次に、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項を議題とし、地方自治法の改正に伴う会議規則、委員会条例及び政務調査費の交付に関する条例の一部改正について説明を求めます。

○議会事務局長（田上高広君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） はい。その他の（ハ）地方自治法の改正に伴う会議規則・委員会条例及び政務調査費の交付に関する条例の

一部改正について御説明を申し上げます。

この件につきましては、平成24年9月5日の法改正に伴いまして、6カ月以内に地方議会においても条例等の整備を必要とするものでございます。

なお、説明につきましては、澤井次長補佐兼総務係長が御説明申し上げます。よろしく願います。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、澤井次長補佐兼総務係長。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）よろしく願います。

改正が3本でございますので、説明が多少長くなると思います。よろしく願います。それでは、座って説明させていただきます。

資料が1から5までございます。資料1から順にごらんいただきたいと思っております。

それでは、今回の地方自治法の一部改正に伴います八代市議会会議規則等の一部改正について御説明申し上げます。

まず、お手元の資料1をごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

地方自治法の一部を改正する法律に関する資料でございます。こちらは平成24年9月の5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、施行期日が公布の日、9月の5日または公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、政令で定める日とされていたものでございます。そして、後段の公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において、政令で定める日とされていた施行期日につきましては、平成25年3月1日となる予定となりましたことから、今12月定例会におきまして、八

八代市議会会議規則の一部を改正する規則案、八代市議会委員会条例の一部を改正する条例案及び八代市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案の発議を、議会運営委員会の議員さん、皆さんにお願いすることになるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の改正は、まず、会議規則につきましては、資料1の1、改正事項、枠囲みの中にございますが、まず、(1)の地方議会制度の③のところになります。議会運営の項でございますが、2つ目の点でございますが、これまで委員会のみ認められていた公聴会の開催、参考人招致が、本会議におきましてもできるようになったことに伴う必要な一部改正でございます。

次に、委員会条例につきましては、③のところになりますが、③の議会運営の1つ目の点のところになります。改正前の地方自治法において規定されておりました委員会に関する規定が簡素化されまして、委員の選任方法や在任期間等について、条例に委任することとされたことに伴います必要となる一部改正でございます。

そして、3つ目の政務調査費の交付に関する条例につきましては、⑤、一番下のところにございますが、政務活動費、こちらになります。その名称が政務活動費に変わりがしまして、交付の目的が、議会の議員の調査研究に資するためから、議会の議員の調査研究その他の活動に資するために改められまして、政務活動費に充てることのできる経費の範囲を条例で定めなければならないとされました。

また、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされたことに伴います必要な改正でございます。

それでは、八代市議会、まず、会議規則の一部改正について御説明させていただきます。

資料2のほうをごらんいただきたいと思っております。こちらが地方自治法の新旧対照表でござい

ます。

まず、7ページをお開きいただきたいと思っております。右側のほうが現行、改正前の地方自治法で、左側のほうが改正された地方自治法ということになります。

第115条の2、7ページの左側の左下のほうになります。115条の2に、本会議における公聴会の開催、参考人の招致に関する項目が新設されております。そのため、これまでの第115条の2が第115条の3に繰り下げられております。

この改正の趣旨につきましては、公聴会の開催、参考人の招致が、法が明確に認めていたのは、これまで委員会のみでありました。これにつきましては、小規模の地方自治体におきまして、議員数が少人数であるため、委員会で行うことは実態に合わないという状況がありましたために、委員会だけでなく、本会議でも公聴会の開催、委員会の招致をすることができるようにしたものであります。

この改正によりまして、会議規則の一部改正が必要となりますが、その部分について御説明いたします。

次に、資料3を、A3の横向きでございます。資料3をごらんいただきたいと思っております。今回改正することになります会議規則の新旧対照表でございますが、こちらは、全国市議会議長会のほうから通知がありました、改正標準会議規則に基づきまして作成したものでございまして、アンダーラインを引いているところが今回の改正部分で、左側のほうが改正案でござい

ます。まず、目次でございまして、第1章に第9節として、公聴会、参考人が新設されます。その結果、これまでの第9節会議録が1節繰り下げられ、第10節となります。また、第9節の第78条から第84条の7条が新設されることとなりますので、以下の括弧書きの中の条番号が

7条ずつ繰り下げられることとなります。

次に、1枚開いていただきますと、真ん中あたりに、第17条修正の動議というのがございます。今回の地方自治法の一部改正により、新たに本会議における公聴会の開催、参考人の招致につきまして、第115条の2に規定されたことに伴いまして、これまでの地方自治法で115条の2に修正の動議が規定されておりましたが、これが115条の3に繰り下げられましたので、ここの条文を引用しております会議規則、この17条の第115条の2が第115条の3に改めるものでございます。

次にその下、第37条につきましては、この規則の第78条から第161条までが、7条ずつ繰り下げられますので、この第37条中の第134条が7条繰り下げられまして、第141条に改められるものでございます。

それから、第78条から第161条までにつきましては、7条ずつ繰り下げられまして、第85条から第161条となります。

そして、第1章に第9節公聴人、参考人が新設されることとなります。これは、新たな規定でございますので、条文を朗読させていただきます。こちらにつきましては、全国市議会議長会の標準会議規則に基づきますものでございますが、内容につきましては、委員会条例に規定してあります、委員会における公聴会の開催、参考人の招致の規定に準じた規定内容となっております。

それでは、朗読いたします。

(公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案

件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、または口述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

次のページになります。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する。

次に、目次のところでも説明いたしました
が、9節が新設されたことによりまして、従前
の第9節会議録が1節繰り下げられ、第10節
となります。以下、条番号が7条ずつ繰り下げ
られることとなります。

次に、また、ちょっと開いていただき、一番
後ろのページに、済みません、第98条、右
側、改正後の第105条のところになります。
改正前が第98条、こちらにつきましては、地
方自治法の委員会に関する規定が簡素化されま
して、委員の選任方法や在任期間に関する規定
が削られるとともに、第109条にまとめて規
定されました。これは後ほど委員会条例のと
ころで御説明いたしますが、これによりまして、
地方自治法第109条の2第4項を引用してお
ります、この98条の条文中の第109条の2
第4項が第109条第3項に改められまして、
7条繰り下げるということで、98条が第10
5条に改められるものでございます。

次に、一番後ろのページ、じゃなくて、一番
後ろのページです。一番上の第153条、改正
前の153条につきましては、この規則中の第
78条から161条までが7条ずつ繰り下げら
れましたので、第106条が7条繰り下げて、
第113条に改められるものでございます。

それから、別表中の第159条というところ
が7条繰り下げられまして、第166条関係に
改められるものでございます。

そして、最後に附則でございますが、施行期
日につきましては、この一部改正条例の公布の
日からとするものでございます。

以上が、地方自治法の一部改正に伴います会
議規則の一部改正の内容でございます。

続きまして、八代市議会委員会条例の一部改
正について御説明いたします。

まず最初に、資料2の地方自治法新旧対照表
の6ページと7ページをごらんいただきたい
と思います。これまで、委員の選任方法や在任期

間等について規定しておりました第109条の
2項及び第3項、第109条の2の第2項及び
第3項及び第110条の第2項及び第3項が削
られております。そして、常任委員会について
規定した第109条、議会運営委員会について
規定した第109条の2、特別委員会について
規定した第110条及び条例への委任について
規定しておりました第111条が、改正により
まして、第109条にまとめて規定されてお
ります。

新旧対象表の右側のほうが改正前でございま
すので、今まで第109条、109条の2、1
10条、111条と書いてあったのが、左側
にもまとめて第109条に、一つの条文にまとめ
られております。

また、それから、常任委員会におけます公聴
会開催及び参考人招致について規定してお
りました第109条の第5項及び第6項、議会運営
委員会におけます公聴会開催及び参考人招致に
ついて規定しておりました第109条の2第5
項、それから、特別委員会における公聴会開催
及び参考人招致について規定しておりました第
110条第5項の内容につきましては、改正後
の第109条第5項におきまして、本会議での
公聴会開催、参考人招致について規定した第
115条の2を、委員会について準用するという
規定でされております。そして、第109条第
9項で、委員の選任、その他委員会に関し必要
な事項は、条例で定めることとされてお
ります。

この自治法の改正によりまして、委員会条例
の一部改正が必要になってまいります。その部
分について御説明いたします。

資料4をごらんいただきたいと思います。八
代市議会委員会条例の新旧対照表でございま
す。こちらにつきましても、全国市議会議長会
のほうから改正標準委員会条例が示されてお
りまして、それに基づき改正したものでござい

す。アンダーラインを引いているところが、今回の改正部分でございます。

まず、第2条の第1項を同条第2項とし、第1項とし、議員は少なくとも一の常任委員となるものとすると加えます。この条文につきましては、この内容が規定されておりました地方自治法の第109条第2項が削られたことに伴いまして、条例に規定する必要があるためのものでございます。そして、この規定が追加されたことにより、第2条の見出し、括弧書きのところでございますが、常任委員の所属という表現が加わるようになります。

次に、特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任するという規定が、地方自治法の第110条第2項にございましたが、今回の改正で削られました。これによりまして、――削られまして、条例のほうに委任が行われましたので、特別委員会の設置について規定されております委員会条例第6条に第3項とし、特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任すると加えるものでございます。そして、この規定が加えられたことに伴いまして、第6条の見出し、括弧書きのところに、設置を設置等と改めるものでございます。

次に、第8条第2項でございますが、地方自治法におきまして、これまで常任委員、議会運営委員及び特別委員につきまして、閉会中において議長が条例で定めるところにより、それぞれの委員を選任することができるものと規定されておりましたが、本市議会の委員会条例におきましては、平成19年6月の本条例の一部改正により、閉会中においては議長が常任委員を選任することができるものと規定され、常任委員に限定したものとなっております。常任委員を選定することができるという規定になっております。よりまして、議会運営委員と特別委員につつま

しては、閉会中に議長が選任することができない規定となっております。会議に諮って指名する必要があります。議会運営委員等が、任期中に辞任等により欠けました場合には、速やかに補欠委員を選任することによりまして、議会活動の充実を図る必要があるのではないかと考えられます。

また、全国市議会議長会の標準委員会条例におきましても、議長は委員の選任事由が生じたときは速やかに選任すると、対象が常任委員に限定されておりません。県内の他市におきましても、ほとんどの市で閉会中においては、議長が委員を選任することができるものと規定されているところでございます。このため、議会運営委員及び特別委員につきましても、閉会中に議長が選任することができるように改めたらどうかとするものでございます。

次の第8条の第4項につきましては、常任委員の任期について引用しております条項が、平成23年の10月に公布されました、この条例の一部を改正する条例によりまして、第3条第2項から第3条第3項に変更されておりました、改正漏れがございました。これを改正するものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日に関する規定でございます。今回の地方自治法の一部を改正する法律のうち、委員会に関する部分の施行期日は、公布後6月以内において、政令で定める日とされておりました。この日が25年3月1日となる予定でございますので、それまでにこの条例を施行する必要があります。しかし、今回の地方自治法の一部を改正する法律の附則第1条、ただし書きに規定された政令の、この閣議決定が、平成25年の2月の20日ごろとなるとのこととございまして、この条例の施行期日を不確定であります平成25年の3月1日とせず、ここに附則の欄外に書いてありますが、地方自治法の一部を改正する法律附

則第1条ただし書きに規定する政令で定める日からとするものでございます。

以上が、委員会条例の改正についての説明でございます。

最後に、八代市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について御説明いたします。

まず、資料2のほうをごらんいただきたいと思っております。4ページになります。

第110条第14項及び第15項の政務調査費が、政務活動費に改められております。

また、交付の目的が、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため、その他の活動というのが入っておりまして、改められております。第14項につきましては、議会の議員の、——第14項で議会の議員の調査研究その他の活動に資するためと改められております。そして、その政務活動費に充てることができる経費の範囲を、条例で定めなければならないと改正されております。

また、第16条のほうでは、議長は政務活動費についてその用途の透明性の確保に努めるものと、新たに規定がされております。

この改正によりまして、八代市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正が必要となります。

最後に、資料5をごらんいただきたいと思っております。縦書きのA4でございます。

こちらは、全国市議会議長会から示されました条例案に基づいて作成したものでございます。アンダーラインを引いているところが、今回の改正部分でございます。左側が改正案でございます。

まず、条例の名称が八代市議会政務活動費の交付に関する条例に改められます。

第1条では、地方自治法において政務調査費について規定していた条文に、議長による政務活動費の用途の透明性の確保について規定した第110条第16項が加わりましたので、第1

条で引用している第14条及び第15項を第14条から第16条までに改めるものでございます。そして、地方自治法第14条に規定されております交付の目的が、議員の調査研究に資するためから、議員の調査研究その他の活動に資するために改められたことに伴いまして、同条中の議員の調査研究を、議員の調査研究その他の活動に改めるものでございます。

次に、名称が政務活動費に改められたことに伴いまして、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条及び第10条の条文中の政務調査費が政務活動費に改められるものでございます。

1枚開いていただきまして、一番上のほうに第5条がございます。第5条につきましては、これまで別に定める用途基準に従って使用するものと規定されておりまして、八代市議会政務調査費の交付に関する規則の第5条に規定された用途基準に基づいた経費に充てられていたところでございますが、このたびの地方自治法の一部改正によりまして、政務活動費に充てることができる経費の範囲を、条例で定めなければならないとされましたので、第5条第1項に政務活動費は会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意識を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付すると改めるものでございます。

この中では、特に住民相談、要請、陳情、各種会議への参加に要する経費が新たに規定されております。

そして、第2項につきましては、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとするものでございます。その別表のほうで、今回の地方自治法の一部改正により、新たな経費区分として、要請・陳情活動費及び会議費を設けるものでございます。

これは、衆参両院の総務委員会の質疑におきまして、従来調査研究活動と認められていなかった議員としての補助金の要請、陳情活動等のための旅費・交通費等についても条例で対象とすることができるという答弁が、この法改正に対する修正案の提出議員から行われたことなどを踏まえた規定でございます。これによりまして、要請・陳情活動を行うために必要な資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等に充てることができることとなります。

また、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費として、会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等に充てることができるものでございます。

なお、これまでの規則の別表には、括弧書きで、実際充てることができる経費の例が記載してありましたが、今回条例の規定でございますので、一般的に例は記載しないということになります。

次に、第7条でございますが、衆参両院の総務委員会におきまして、使途の透明性の確保を求める附帯決議が可決されたことを踏まえまして、その趣旨を明らかにするために、収支報告書に領収書又はこれに準ずる書類を添付して、議長に提出しなければならないとするものでございます。

そして、第10条を第11条としまして、――第10条としまして、透明性の確保に関する規定として、議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとするという規定を新設するものでございます。

なお、透明性の確保の具体的な措置としましては、例えば領収書等の公開、ホームページへの掲載などが考えられるということでございます。

最後に、附則につきましては、まず、第1条としまして、施行期日でございますが、先ほど御説明いたしました委員会条例の施行期日と同様でございます。地方自治法の一部を改正する法律附則第1条、ただし書きに規定する政令で定める日から施行するとするものでございます。

次に、附則第2条につきましては、経過措置でございます。平成25年3月1日施行が予定されておりますので、平成25年2月分までは政務調査費で、3月分は政務活動費となります。そのため年度途中での切りかえが必要となってまいります。そこで、経過措置として、2つの方法が、全国市議会議長会のほうから示されております。

まず、1つ目の方法としまして、米印のAのところに、別表の下の米印のAのところに書いておりますが、政務調査費の条例が2月いっぱい廃止されることとなりますので、政務調査費に係る収支報告書等は、条例上根拠を失うこととなります。そのため、平成24年度分の政務調査費の収支報告書の取り扱い、残余金の返還につきましては、これまでと同じ取り扱いとするという経過措置でございます。つまり、平成24年4月分から、ことしの4月分から25年の2月分までは、政務調査費として収支報告を行うというものでございます。この場合の実際の条文につきましては、この条例による改正前の八代市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された、この条例の施行の日の属する月分までの政務調査費については、なお従前の例によるということになります。

このときの手続でございますが、まず、各党派から2月分、2月28日分までの11カ月分になります。1人当たり33万円について、収支報告書を提出していただくこととなります。このときに、33万円に残額がありましたら返還していただきます。同時に、3月分の1

人当たりの、今度は政務活動費が出てまいります。3月分については、既にことしの10月に支給してありますので、その分を、まず、3万円を返還をしていただきます。3月に戻入処理を行いまして、また、今度は政務活動費として、3月1日付で政務活動費の交付申請をしていただきます。交付決定、交付請求がありまして、早くて3月15日ごろ、1人当たり3万円を支給する形になります。この1人当たり3万円を3月中に行った政務活動に充てることができるということになります。そして、4月に、この3月分の収支報告書を提出して、精算していただくこととなります。いわゆる収支報告を2回出していただく形になります。

この場合、さらに、附則、ここに書いてありませんが、第3条としまして、政務活動費として条例施行の日における当該会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額を交付するという旨の規定を置く必要も出てまいります。

次に、2つ目の米印のイのところになりますが、改正法が平成25年3月1日に施行される予定でありますので、平成24年度分につきましては、3月分のみが政務活動費となりまして、先ほど申し上げましたように、事務手続が煩雑となります。この政務調査費から政務活動費への移行につきましては、経費の対象範囲の明確化、明確になったということになります。このため、経過措置としまして、政務活動費の交付に関する条例の適用は、改正法施行日以後に交付された政務活動費からとする条例適用の例外規定でございます。実際の条文は、ここに書いてありますが、この条例により改正後の八代市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活用費から適用し、この条例の施行の日前に、この条例による改正前の八代市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例によるとなります。

この場合、1つ目の経過措置のように、2月分までで収支報告書を提出する必要はございません。3月分までが、いわゆるここで経過措置として、政務調査費となりますので、12カ月分をまとめて4月に収支報告書として出していただく形になります。

このアとイのどちらの経過措置を選択するかにつきましては、それぞれの議会で判断していただくということで、議長会のほうから参っております。そのあたりを御決定いただきたいと思っております。

以上、規則案1件、条例案2件につきまして、発議案の準備が整い次第、議会運営委員会の議員さんの皆さんで発議をお願いすることになると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） ただいま説明が終わりましたが、質疑等があれば願ひます。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今、説明がありました政務活動費の条例変更に伴う部分において、調査研究その他の活動という部分が、その他の活動というのは、どの範囲までがその他の活動になる、例えば、今ここに別表第5条関係というようなことで記載されておりますが、これ以外の部分について、その他の活動というふうなことでとらえてよろしいならば、どこまでが、どういう範囲で、その他の活動になるのか、その辺は、何かおわかりになりますか。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい。今まで、その他の活動というのが、表現がありませんでした。その他の活動

は、この別表の、先ほど申し上げましたように、要請とか陳情活動とか会議費、これがその他の活動と考えていただければ。今までは。

○委員長（上村哲三君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、済みません。その中で、等という部分がございますでしょう。各種会議への参加等、市の課題及び市民の意思を把握しというようなところがございますでしょう。

委員長、いいですか。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○委員（堀口 晃君） ですから、等というふうな部分も含めて、そこに書いてあるのは、今まで明確になかったものを明確にしたというのが、その他の活動になるのかなというところが一つと、その以外の部分という部分で、その他の活動と、非常にわかりにくいような気がするんです。別表に定めるものとあるならば、それで終わりなんですけども、それ以外の部分の等というような、その他の活動という部分について、非常に何かわかりにくいような気がするんですが、その辺についてはいかがですか。

○委員長（上村哲三君） 澤井次長、資料の5のね、第5条の3行目のところにね、各種会議への参加等市政の課題って書いてあるわけたい。この等が、堀口委員が言うには、別表の第5条関係の項目、調査研究費で云々と書いてあるところ以外にもあるのかというような質問。ただ、もうこれだけに限定されたものなのかという質問なんですよ。

はい、澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 第5条で等という形で書いてありますので、それ以外にも考えられるのではないかと思います。

基本的には、この別表に示された部分で、別表の中でも等という表現が幾つかございます。厳密にこれしか使えないという形で、もし規定

するとしたら、等という表現は省いて、それだけに限定する方法ということもできると思いますけど、それは、まあ、どこまで決定いただくかという。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） それでは、別表について、これを基本とするというようなところで当面、それで、何か事例が出たときには、また協議をするみたいな感じでよかですかね。とりあえず、ここの部分を基本としてというようなところ、その他の活動というのは、この部分がつけ加えられたということで理解してよかですか。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、条例の施行により、精算を行うという部分がありますので、これに、先ほど資料5の見開きの、ただいま第5条関係の別表の下にですね、アとイ、2つ、次長補佐のほうから説明がありましたが、この2つはどちらかにするかというのは、議運で決定をして、本会議に報告するというところでございますので、御意見があればお願いします。

堀口委員。

○委員（堀口 晃君） アの部分については、25年の2月まで、2月28日までということで、一たん締めるということで、また、3月から、また支給していただいて、また、その3月31日によって、また報告書を出さないといけない。非常に煩雑になるという可能性が非常に高いという部分で、透明性にはなるかもしれませんが、今までどおり、24年の4月から25年の3月31日までというような部分で、今ま

でどおりの分の特例というふうな部分でしたほうがいいんじゃないかということで、私のほうは、米印のイのほうがよろしいかと思えます。

以上です。（「同じ」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ただいま堀口委員から、米印のイという案で意見がありました、皆さんいかがですか。

○委員（大倉裕一君） 意見でよろしいですか。

○委員長（上村哲三君） はい、大倉委員、どうぞ。

○委員（大倉裕一君） 私も堀口委員と同じ意見で、各会派はですね、3月分まで下期の予算を丸々見込んだ中での会派活動を計画されてる分があると思います。それを2月分までということで、一旦精算をするということになると、赤字を出して活動をするということにもなりかねますので、先ほど言われた、堀口委員が言われたイの部分、今年度は、本年度分最後までですね、いって、精算をするというイの案で、私も賛成をしたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） ほかに御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、この件につきましては、条例が施行されても精算を行わない場合という、附則の（イ）の例で行いたいと思いますが、それに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） そのように、それでは決定したいと思います。

澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 先ほども申しあげましたけど、イのほうで決定したということは、3月につきましても、要望・陳情活動は使えないということでございますので、そのあたりよろしく願いいたします。（「今までどおりだろう」と呼ぶ者あり）

り）

○委員長（上村哲三君） ほかに質問ありませんか。ありませんね、ただいまの件。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、お諮りいたします。

ただいま説明のとおり、会議規則、委員会条例及び政務活動費の交付に関する条例の一部改正については、12月定例会最終日に本委員会のメンバーで議員発議したいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、会議規則についての趣旨弁明はどなたにしますか。（「委員長」「委員長、お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 委員長という発言のようでございますが、そのようによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、そのように決しました。

次に、委員会条例についての趣旨弁明はどなたにしますか。会議規則と委員会条例は別々だけんでから。発議は別々だけん。（「委員長でよかつじゃ」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ただいま委員長という言葉が出ておりますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、そのように決しました。

次に、政務活動費の交付に関する条例についての趣旨弁明はどなたにしますか。（「委員長、お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 委員長でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) それでは、そのように決しました。

休憩しましょうか。ちょっと長くなりそうですから、休憩します。

小会します。

(午前11時16分 小会)

(午前11時24分 本会)

○委員長(上村哲三君) それでは、本会に戻します。

◎議長の諮問に関する事項

○委員長(上村哲三君) それでは、次に、2、議長の諮問に関する事項を議題といたします。

(1) 政治倫理についてでございますが、本件については、前回の委員会の中で、少数会派の議員さんから意見を、正副委員長、事務局でお聞きしたいとの意見がありましたことから、11月5日月曜日の午後1時半に、議員さんにお集まりをいただきました。

この中では、これまでの審議の内容、委員会で配付された資料等について説明し、課題となっておりました次期の議会に申し送る方法について意見を出してもらいました。

その結果につきましては、お手元にその意見の写しを、資料右上数字3-1として配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。お名前は伏せていただいております。

しばらくごらんいただきますか。

(資料閲覧)

○委員長(上村哲三君) なお、一応最終的にはですね、申し送る方法について御意見をいただきたいというふうに言っとったんですが、その他の意見も入っているようでございますので、そこのところはお含みいただいておりますね、ごらんいただきたいというふうに思います。

よろしいですか。

それでは、ただいま御紹介させていただきました申し送る方法についてを含めて、御意見等があれば願います。(「ここに書いてあっちゃない」「いや、これを次に申し送るという意味でしょう、この扱いのことでしょう」と呼ぶ者あり) 全体の扱いについてですね、はい。全体の扱いについて、今後の詰め方。

○委員(亀田英雄君) 済みません、委員長。

○委員長(上村哲三君) はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) 前回会議を欠席しまして申しわけございませんでした。

その中で、申し送るという方向性は、確認はできとつとですかね。

○委員長(上村哲三君) そうです。(「どういう形ですかちゅうこと」と呼ぶ者あり)

○委員(松浦輝幸君) ちょっとよか、委員長。

○委員長(上村哲三君) はい、松浦委員。

○委員(松浦輝幸君) 申し送るということは確認とれとつとですが、どの方法というとは、今まで我々が審議した、いろいろ審議した、それを、もう、何とかな、基本として送るということで、大体決まると、そう認識しとつとですけど。

○委員長(上村哲三君) はい、わかりました。

ここで、もう一回確認をしたいと思えます。

前回までにですね、申し送る方法について、私が3つ提案をいたしました。現在まで議会運営委員会で、いろいろ協議されてきたですね、ことを、まず、そのままですね、各会派の意見、委員さん方の意見をですね、全部付議して、次の改選後の議会に申し送る方法。それから、意見を議運である程度まとめて、集約して、次の議会に申し送る方法。それから、全く白紙の状態、次の改選後の議会に委ねる方法。この3つを御提案しておりました。

政治倫理に関してはですね、その中で少数会派さんもいらっしゃるからということですね、意見を聞かせてくれないかということで申し出をして、前回に至った経緯がございますのですね、その意見をどうとらえていくかということも、ひとつ含めて、この3つのうちで方向性を見出していただければということで、皆さんにお諮りをしておるところでございます。

よろしいでしょうか。わかりましたでしょうか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）集約の方向性ですね、今から。

松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） 今の全部をもって書いているの、発言をとというのは、なかなか難しいと思いますので、ただ要所要所をですね、箇条書きにも出して、それを拾ってから、それを申し送ったらどうかと思っております。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

亀田委員。

○委員（亀田英雄君） そっでよかですばってん、その要所要所の拾い方が難しかですもんね。だけん、申し送りという確認ができればですたい、その全てば白紙状態で投げたほうがよかつじゃなかるうかなと。まだ、選定せぬばん作業が入りますけん。（「白紙で」と呼ぶ者あり）うん。こういう結果を得るに至らなかつた。かくかくしかじかだと。結論を得ていただきたいちゅう話で、白紙ちゅうか、全部添えて、次にしたのがよかつじゃなかるうか。せぬば、選定する作業といいますけん、その作業がまた難しかつちやなかるうかなというふうに考えます。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。

私も、今亀田委員から言われたようにですね、それをまとめていければ、この議運でまとめていければいいんですが、それがなかなかう

まくいかないのですね、このような事態になっておるといことが一つあります。ですから、各会派やいろんな委員さんが、現在まで言われてきた意見をですね、全て資料として提出する方向が一番いいのかなというふうな考えは持っておるんですが、まとめると言われましてもね、委員長、副委員長で、事務局とまた、それは大変な作業ですよな、はっきり言って。それはもう、例えば、これを上げたら、これを上げぬだったと言われることも、また後で出てくればいけませんのですね。（「それでよか、それでよか」と呼ぶ者あり）だから、自民党さんの場合には、具体的提案があつておりますので、こういう提案をしました、それにはこういう理由がありますと。それから、新生会さんはこういう理由で、ここは必要ないと思ひましたつて、それも全体的には必要であると考えますというような意見とか、いろいろあつたと思ひます。そのようなことを全部付議してやるのかどうかというようなことなんですよな。

方向性で意見をお願いします。今、2つ出ました。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） それなら委員長さん、申し送る理由ばですたい、各会派ごとに理由ばつけて出せばどげんですか。

○委員長（上村哲三君） もう一回。

○委員（亀田英雄君） もう一回、こういう理由で申し送ると。我々はこういう考え方を持つてという、また、整理してからですたい。そうすると、事務局の手を煩わせることもないし、各会派の意見ばつけて、次の議会に申し送るといふ形なら、それでよかつじゃなかつたかですか。

○委員長（上村哲三君） その点についてはですね、今までずっと会議のたんびに意見が出ておりましたのですね、議事録として全部集約をしてあります。だから、そこの意見の部分だけをですね、スポイルしてから、申し送ること

は意外と簡単であります。もう議事録ができておりますから。意見の、こういう会派からこういう意見の、この委員さんからこういう意見が出ましたっていうことをですね、全部意見集約として、全部つけるということであれば、もう今の状態で可能です、それは。改めてこういう考えがあるじゃなくて。その中で意見が出ておりますから、各会派の意見がですね。（「微妙なニュアンスの部分のあるでしょうが」と呼ぶ者あり）結構細かに発言はあっておりますよ、議事録見た部分ではですね。（「そこで、ほら、同じ意見の出とっじゃない。そぎゃんとは、ほら、削除していきゃよかこったい」「それは委員長、副委員長に任せましょうか」「それでよか」「異議なし」「少しまとめる、委員長が」と呼ぶ者あり）

○議長（古嶋津義君） 委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、議長、どうぞ。

○議長（古嶋津義君） 集約ができなかったから申し送るということですので、今まで出た意見をですね、全て次に、書いてから、検討していただくということで。（「委員長と副委員長に任せると」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 今、議長からもそういうふうな方向でいかがという意見が出ましたが、いかがでしょうか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） どの道、次の議会の議会運営委員会で協議をされることだと思いますので、議事録を含めて、こういった事実があったということであれば、逆に、次に投げかけなくても、次の議運で判断をされるんじゃないかと、私は思います。

○委員長（上村哲三君） ということは、もう、真っさらからということですか。

○委員（前垣信三君） いやいや、真っさらじ

ゃなくて、今の意見で。

○委員長（上村哲三君） 今の意見でよろしいということですか。はい、わかりました。

ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、お諮りしてよろしいでしょうか、異議がないようでしたら。

○委員（亀田英雄君） ちょっとよかですか。

○委員長（上村哲三君） 亀田委員、どうぞ。

○委員（亀田英雄君） 次に申し送る資料というのばつくれるわけですよ、結局。ここは次の委員会の出てくっこちですかね、次の委員会ちゅうか。それは事務局が作成してちゅうことになつとですかね。その流ればちょっと、今さくつと決めとったほうがよかつじやなかか。よございますか、委員長、意味はわかった。やっぱり、ここの会議で確認しとったほうがよかと思うとですよ。だけん、申し送りなつとば。

○委員長（上村哲三君） それでは、今までずっと政治倫理に関して協議してまいりましたですね、いろいろ。事務局からの資料、全国のいろんな調査資料とかいうのもございます。それも含めて、それを協議した内容、各会派の意見、委員さん方の意見、これも全て添えて、整理をして、資料として申し送るというような形でよろしいですか。

その流れとしては、このような形になりましたちゅうのは、どっちみち、この委員会の中で一度報告はしなければいけないというふうに思っておりますが。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） では、そのような形で決をとらせていただいでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、お諮りいたします。

政治倫理についての次期の議会に申し送る方法については、ただいま御協議いただいたとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、(2) 政務調査費使途公開及び視察報告書に係る情報公開についてを議題とします。

本件につきましても、先ほどの政治倫理に関する次の議会に申し送る方法と同様に、少数会派からの意見をお聞きいたしております。その結果については、お手元に、その写しの資料、右上の数字3-2を配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。しばらくごらんください。

(資料閲覧)

○委員(前垣信三君) 委員長。

○委員長(上村哲三君) はい、前垣委員。

○委員(前垣信三君) この3-2は、2枚目からは、場所が八代市公式ホームページとなっており、1枚目は、私たちが持っている4つになつておるんですが、これはどがんですか。ホームページに記載するというのがずっと後、資料になつておるじゃないですか。3、3、3、これは何の意味かな。続き。

○委員長(上村哲三君) 4つずつあるはずですよ、両方。

○委員(前垣信三君) これは裏とな。わかりました。

○委員長(上村哲三君) 4会派ありましたから、4会派分あると思っております。

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、書類の設置による方法について、前回の委員会での意見を確認いたしたいと思っておりますが、自民党会派からは、場所、内容について、従来のままでいいという意見が、前回出たようですが、具体的には従来のままというのを御報告をお願いしたいと思います。

自民党礎、友枝代表。

○委員(友枝和明君) まずは、やっぱり経費がかからぬようにするというので、従来どおりで、議会広報紙に載せるとか、設置の場所は本庁の1階の情報プラザということで、さしよりに、この方法でという話が出ましたので。

○委員長(上村哲三君) 内容については、どの程度までと。

○委員(友枝和明君) 内容については、収支報告書の写し。どの会派も領収書等もあるとは思いますが、まあ、収支報告書まで。

○委員長(上村哲三君) はい、わかりました。

それではよろしいですか、松浦委員。

それでは、市民クラブ、改革クラブからは、場所は本庁1階情報プラザ、各支所、各出張所に設置。その内容は、各会派の収支報告書の写し、会派の会計帳簿の写し、領収書の写し、視察報告書の写しとするということでしたが、それでよろしいでしょうか、確認は。(「はい」と呼ぶ者あり) よろしいですね。

その公開対象年度は、議運で公開が決定された平成23年度分から、また書類の設置時期は6月15日までに設置するものとし、設置期間は1年とするとの意見がございました。

それでは、前回協議がなされていなかった新生会の前垣代表から報告をお願いします。

○委員(前垣信三君) はい。私の会派は、まず、1番の場所ですけれども、本庁1階情報プラザのみ。

それから、内容につきましては、ア、イ、エ、具体的には各会派の収支報告書の写し、各会派の会計帳簿の写し、各会派の視察報告書の写しで、ウは、領収書をつけることは別にやぶさかではないんですが、皆さん方の話し合いで決まれば、否定するものではありません。

それと、3番の公開対象年度は、アの議運で公開が決定された平成23年度から。

4については、書類の設置時期については、特に皆さん方でお決めになったところで一向に構いません。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。

ただいま報告が終わりましたが、これまでの報告、また、少数会派の議員さんからの意見も含めまして、御意見等があれば願います。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） なかなか、この4番までを一遍に決めるちゅうのは大変だと思いますから、例えば、1なら1をどこにするというのを、まず決めたらどうでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。

それでは、まず、書類の設置について、意見、お願いしたいと思います。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） 前川議員。

○委員（前川祥子君） はい。これまでは、議会事務局1カ所というところで、そのところで、こういった意見が出たので、私は、本庁1階の情報プラザを、まずもって、1カ所として、これは理由は、経費削減ということと、もう一つは、時間を余りかけないようなところでやっていただければなど、そういうふうに思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。

ほかに、書類の設置場所について御意見ございませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） ア、イ、ウ、エ、どれでも構わぬとですが、要は、まず、試行期間として1年ぐらいは、この本庁1階情報プラザで

されたらどうかと思います。もし、また後、いろんな要求があれば、その都度考えればどうかと思いますが。

○委員長（上村哲三君） 試行としてですね。ほかに御意見ありませんか。

はい、亀田委員、どうぞ。

○委員（亀田英雄君） 決めぬばんですけん、賛成です。

○委員長（上村哲三君） それでは、お諮りしてよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、まず、書類の設置については、本庁1階情報プラザに設置をするということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、そのように決しました。

次に、内容についてはいかがでしょうか。御意見をお願いします。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。基本的に、オは、特にはないと思うんですが、アイウエオのオはですね、この中で、皆さんの意見からすると、ウが入るか、入らないかぐらいではないかと思うんですね。そのあたりで協議をされたらどうでしょうか。

○委員長（上村哲三君） それではですね、収支報告書の写し、会計帳簿の写し、視察報告書の写し、これには皆さん御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、次に、領収書の写しですね、これが必要かどうかということで、御意見があればお伺いしたいと思いますが、今、前垣委員から、これが問題だろうということで、意見が出ておりますが、御意見ございませんか。

はい、亀田委員、どうぞ。

○委員（亀田英雄君） 何が問題という…、（委員前垣信三君「いやいや、問題じゃない」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） 問題というか、これを入れるか、入れないかだけの議論じゃないかということです。

亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 特段何もなければ、1人会派のほう、多かほう、いいんじゃないかと思うとですよね。支障がなければ、全て公開する方向がよかと思えますけどね。なぜ公開しないと言われるよりですよ、というふうに考えます。

○委員長（上村哲三君） わかりました。

前垣委員。

○委員（前垣信三君） うちの会派も、別に、この領収書を出す云々ということには反対はありませんでした。ただ、非常に煩雑ではないかなという話。

○委員長（上村哲三君） ただいまの前垣委員の意見を補足しますと、事務局です、各会派から出された領収書を全部剥いでですね、もう一回やり直さなければいけないという、前回事務の問題が出ておりました。だったですね、澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい。23年度分につきましては、もう既に提出されておりますので、前回申し上げましたように、ちょっと重ねて張ってあったりする部分がございます、それ、しようと思えばできるんですけど、もし、領収書も公開することになりましたら、24年度分の提出のときからは、1枚ずつ張っていただくように、

こちらのほうからお願いしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） そのような方向でいきますか。いかがですか、皆さん。

じゃあ、ちょっと提案をしますが、23年度分についてはですね、領収書の写しを添付しないで、24年度分から領収書の写しもつけるというような方向もできるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。御意見をお願いします。

はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。やっぱり、市民の皆さんが見られて、一番気になられるのは、きちっと領収書がついとつとかなというところが、一番気になられると思います。積極的情報公開をしようということで決めたわけですから、情報を出す場所も決まった、一番最初という形で、情報プラザ1カ所になったんで、事務局には今年度分は、ちょっと手間とらせますけど、作業していただいて、そのあたりは情報公開を、私はしていただきたいというふうに思います。

24年度分からは、領収書の添付については、重ならないように、報告書を出すときに、何ちゅうんですかね、要領で、重ならない要領で提出をするという形をとったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） という意見もございますが、皆さんいかがですか。御意見いただきます。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 委員長。

○委員長（上村哲三君） 澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 済みません。領収書につきましては、今度条例改正によりまして、必ず提出することという、もう条例に規定されております。今まで、規則ですかね、領収書を添付して、収支報告書を提出することということで規定されてお

りまして、より条例改正によりまして、領収書は必ず提出しないといけないという形に規定されておりますので、これはもう、もともとあるということが前提で、収支報告は提出されておりますから、そのあたり、そこまではどうかなどは思います。

○委員長（上村哲三君）　ということでございます。基本になるのは領収書でありますということですね、収支報告。

○委員（堀口 晃君）　委員長。

○委員長（上村哲三君）　はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君）　はい。私も、今大倉委員に賛同するわけなんですけど、やはり、いろんな会計帳簿を見るときには、市民の皆さんも、一つの会計監査員というような状況の中で見られるならば、やはり、領収書と、ちゃんと照らし合わせてやっているのかどうかということは、当然今澤井補佐がおっしゃったようにですね、当たり前なことなんですけども、それを、なぜそこには公表しないのかというふうな、そっちのほうの疑念がですね、生じてくるんじゃないか。疑念を持たれないような形でですね、私たちは情報公開をするべきだろうというふうに思っていますんで、やはり、僕は領収書の添付は当然必要であるというふうに思っておりますし、ですから、ここに内容については、アからエの全てというふうなところでお願いをしたいと思います。

○委員長（上村哲三君）　はい、前川議員、どうぞ。

○委員（前川祥子君）　今のは、24年度分を……

○委員長（上村哲三君）　いや、23年度分です。

○委員（前川祥子君）　23年度のことですか。23年度分も、24年度と同じように、一つ一つ領収書をもう一回作業し直して、添付するというような、そういう意見を、今出されて

いるんでしょうか。

○委員長（上村哲三君）　そうです。

はい、前川委員。

○委員（前川祥子君）　私の意見としては、23年度分においては、これまで会計帳簿もきちっと整っていたということで、23年度分は、特にそういうふうには、作業やり直して出す必要はないと考えます。24年度からでいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（上村哲三君）　ほかに御意見ありませんか。

○委員（前垣信三君）　はい。

○委員長（上村哲三君）　はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君）　事務局に聞きたいんですが、例えば、どういうぐあいに張りなさいとか、そういった要領ができますか。

それと、一つはコピーで出すのか、原本を出すのか、そのあたり。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君）　はい、委員長。

○委員長（上村哲三君）　はい、澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君）　はい。今度4月に収支報告書を御提出いただくときに、そのあたりは会派の会計責任者の方には、こういうふうに出してくださいという形で御説明をしたいと思います。

それと、もちろんコピーでございます。（「コピーだよ」と呼ぶ者あり）はい、コピーでございます。

○委員（前垣信三君）　はい。

○委員長（上村哲三君）　はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君）　出し方がちゃんと決まって、コピーでいいということですから、うちの会派としては、領収書の添付はしてもいいと思います。

○委員長（上村哲三君）　自民党会派さんのほうはいかがですか。（「いいですよ」と呼ぶ者

あり) よろしいですか。

はい、友枝委員。

○委員(友枝和明君) 収支報告書は、領収書がなかれんと、これは作成できぬけん、私はもう、収支報告でよかって思います。「決めよう」「決めよう決めよう、よかってしょうが」と呼ぶ者あり)

○委員(亀田英雄君) もういっちょ、よかですか。

○委員長(上村哲三君) はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) その領収書ば1枚、1枚、剥いで直さんばんという話は、それが意味がわからんとですたい。コピーでよかなら、2枚張っとして、ことしはこげんだったと。来年から、その書式ば、1枚1枚変わりますけんという話でよかだらうと思うばってん。「重ねてあつと」「こぎゃん重ねよつと」「段重ねしとつとたい、平張りじゃない、平張りならそれでよかだやけど」「だけん、次もどぎゃんして張るかば決めとかぬと」「そういう会派もあるということ」「まだやってないから」「23年度、出してある。もう23年度終わっているから」「それも」「だけん24年度から」「張り方ばびしゃつと決めときゃよかって」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 小会します。

(午前11時52分 小会)

(午前11時55分 本会)

○委員長(上村哲三君) それでは、本会に戻します。

それでは、内容については、収支報告書の写し、会計帳簿の写し、領収書の写し、視察報告書の写しとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、公開の対象とする年度は、議会運営委

員会で公開が決定された平成23年度分から、22年、「23年からと22年から」と呼ぶ者あり) 22年から、それから、平成21年後期分である今期の初めから、上記以外からとする案がありますが、これについて御意見を願います。

○委員(前垣信三君) はい。

○委員長(上村哲三君) はい、前垣委員。

○委員(前垣信三君) できれば、このアの23年度分からでお願いをしたいと思いますが。

○委員長(上村哲三君) ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) それでは、お諮りをします。

公開の対象とする年度は、議運で公開が決定された平成23年度分からということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) それでは、そのように決しました。

次に、書類の設置時期は、6月15日までに設置する、6月30日までに設置する、その他というふうな意見がありました。いかがいたしましょうか。御意見をお願いします。

○委員(亀田英雄君) はい。

○委員長(上村哲三君) はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) どんな違いがあるんですかね。それを教えてください。

○委員長(上村哲三君) 澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長(澤井光郁君) 15日ですけど、あんまり違いはありません。5月に監査がございまして、それから、書類の整備、修正とか行いまして、6月の15日か30日。

○委員長(上村哲三君) 亀田委員。

○委員(亀田英雄君) 不備な点があれば困りますけん、なるだけ延ばしたほうがよくはあり

ませんか。30日でいいと思います。

○委員長（上村哲三君） それでは、書類の設置期間は6月30日までに設置するということがよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、そのように決しました。

次に、設置しておく期間はいかがいたしましょうか。

はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） 任期が4年ですので、4年でいいと思いますが。

○委員長（上村哲三君） 前回1年という意見も上がっておりました。1年、各年度のやつを、今後は1年ずつということで。24年のやつは25年度中の1年というような形で。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） せっかくしてから、やっぱり4年間ぐらいですね。松浦委員の意見に賛成です。（「4年間という膨大な量になるというのは覚悟があるですね」「設置場所はどこきょうなつとですかね」「決まったと」「格納庫はあつとか」「量があるけん、また家つくらんばんとじゃなか」「情報プラザちゅうとば、いっちょつくらんと」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 事務局ではですね、5年間は保管をいたします。だから、申し出があればですね、事務局に来れば、また見れるようになっております、原簿がですね。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） そのスペースはどんくらいとつとですか、1年分。

○委員長（上村哲三君） 澤井次長補佐。

○議会議務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 1年分でこれぐらいです。（「厚さは」と呼ぶ者あり）このぐらいの簿冊が2つです。（「A4の」と呼ぶ者あり）A4です。

○委員長（上村哲三君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい、プラザで置き場所が、それだけのスペースがあればいいんじゃないかと思います。

○委員長（上村哲三君） 4年間で。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） それでは、4年間で御異議ないでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、お諮りいたします。

設置しておく期間は4年間とするということで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、そのように決しました。

以上、ただいま御協議いただいたとおりとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

その実施しようとする時期については、事務処理の問題もありますので、いずれかの議会の本会議で中間報告をした後、できるだけ速やかに設置したいと考えますが、この取り扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議がございませんので、そのような取り扱いとさせていただきます。

次に、政務調査費の使途公開及び視察報告書公開のホームページでの取り扱いについてですが、本件につきましても、先ほど同様に少数会派からの意見をお聞きいたしております。

その結果については、お手元にその写しの資料、右上の数字3-3を配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。しばらくごらんください。

(資料閲覧)

○委員長(上村哲三君) よろしいでしょうか。

それでは、書類の設置による方法について、前回の委員会での意見を確認いたしたいと思いますが、市民クラブからは、ホームページに掲載する場所は市公式ホームページの市議会の部屋として、内容は、各会派の収支報告書の写し、会計帳簿の写し、領収書の写し、視察報告書の写し。容量の制限がある場合は、収支報告書の写し、視察報告書の写しとし、その公開対象年度は議運で公開が決定された平成23年度分からとし、掲載時期は6月15日までに掲載する。また、掲載期間は1年間とするとの意見でありました。

改革クラブからは、具体的な話し合いはしていないが、ホームページに掲載する場所は、市公式ホームページの市議会の部屋とし、その内容は、先進事例を参考とし、同等程度ということでありました。

新生会は、会派でまとめはしていないが、個人的には、ホームページの掲載場所は市議会の部屋とし、内容等については、容量の関係もあることから、収支報告書の写し、会計帳簿の写しに絞り、それ以上なら、事務局に申し出という意見でありました。

また、自民党の会派では協議がなされていないということでありました。その後、本件に関しまして、自由民主党では協議がなされたと思しますので、その結果について、御報告をお願いします。

最初に、礎の友枝代表をお願いします。ホームページへの掲載について。

○委員(友枝和明君) ホームページへの掲載については、反対じゃございませんが、皆さんの委員の方々に。

○委員長(上村哲三君) 次に、絆の松浦代表、をお願いします。

○委員(松浦輝幸君) うち、ちょっと、ホームページは必要なしと思って会議しとる。ここであれば、プラザで情報公開をするならば、いいんじゃないか。むしろ、広報あたりでぴしっとやったらいいんじゃないかということ。

○委員長(上村哲三君) 友枝代表。

○委員(友枝和明君) 広報紙にあれしたらどうかということです。

○委員長(上村哲三君) 必要ではないということですね。

ただいま報告が終わりましたが、これまでの報告、また少数会派の議員さんからの意見も含めまして、御意見等があれば願います。

○委員(大倉裕一君) 済みません、市民クラブですが。

○委員長(上村哲三君) はい、大倉委員。

○委員(大倉裕一君) はい。前回報告をした中で、ホームページに掲載する方法の内容、②の内容ですけど、収支報告書、視察報告書は確認とれたんですけど、領収書の写しまで含めていただければというふうに思います。

○委員長(上村哲三君) そげん言うとなつけど。そげん報告しとるけど。

○委員(大倉裕一君) ですかね。容量のあれで、領収書が抜けたんだったですかね。

○委員長(上村哲三君) 容量の制限がある場合は、収支報告書の写し、視察報告書の写しとすると。

○委員(大倉裕一君) わかりました。オーケーです。オーケーです、はい。

○委員(堀口 晃君) 委員長。

○委員長(上村哲三君) はい、堀口委員。

○委員(堀口 晃君) はい。今、御意見の中で、議会だよりの広報紙というようなお話があったんですが、これについて、非常に載せるのが難しいかなというふうには思っておるところです。ですから、できれば、ホームページです、ホームページ上で掲載したほうがいいん

ではないかという、私の意見でございます。

○委員長（上村哲三君） 議会広報に載せるのは難しいというのは、どういう理由ですか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。収支の報告書を、各会派ごとに全部取りまとめて、全部載せるという状況と、あと、言うなら、ここにアイウエあるならば、その会計帳簿の写しであったりとか、ここには領収書は載せないかもしれないけども、視察報告の写しだったりとかという、各会派ごとにですね、全てするなら、相当なページになるというふうに考えるんですが、そういうことではないんですかね、広報紙に載せるというのは。そこがちょっと確認をとらないと、私の意見では、頭の中では、もう議会広報というような部分においては、非常に議会日よりというような部分を使うなら、非常にページ数が膨大になるというふうに思っておるところです。

○委員長（上村哲三君） 友枝委員。

○委員（友枝和明君） 一部会派の、まずは、庁舎にあるということ、場所の報告と、大まかというところ、ちょっと言っているところではございませんが、そういう場で、全部載せる、これは大変なことだろうし。

○委員長（上村哲三君） 増田広報委員長。

○委員外議員（増田一喜君） 私は、今広報委員長を仰せつかっておりますけれども、今、堀口委員が言われたように、載せる内容ですよ、それによっちゃ、本当に膨大な量になると。今16ページですかね、しか、広報委員会のほうでは持っておりませんので、最低入れるとしたら、どこどこにそういうものが設置してありますという、その一言ですね、一、二行の程度であればいいんですけれども、集約して、ちょっとしたものと言え、それだけ、もうページ数、割かれますんで、ほかのやつが載せら

れなくなると。だから、市議会議員、議会のほうの報告がおろそかになってしまうちゅう部分がありますので、それは、やっぱりインターネットなり、情報公開のそっちのほうの資料にしっかりと載せていただければと思っております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） いろんな市の情報もインターネットで発信するわけですし、今の話もありましたし、ホームページに掲載するという方向は、それはもう是非もないことだと。議会も積極的情報の公開って上げよとですけど、ホームページに公開しないという話はなかりょうというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前川議員。

○委員（前川祥子君） はい。ホームページに載せる場合にですね、先ほど何を載せるかを決めましたけども、それだけのものを、データを載せるということにおいては、時間とか経費とか、そういったものはどういふふうになりますか。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 時間につきましては、実際ある資料をコピー機でPDF化したりする時間と、あとホームページそのものをつくる時間と、実際つくってみたいとどれくらいかかるかわかりませんが、経費につきましては、紙とか使うわけでもございませんし、ただ、コピー機でPDF化するときに、恐らくその費用というか、コピー代

というか、それがかかるかなと思います。

それ以外は、経費的には、ホームページの場合はそんなに、ほとんどないかなと思います。

○委員（前川祥子君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、前川議員。

○委員（前川祥子君） ホームページ、インターネットに載せるということにおいて、利点だけしかありませんか。何か悪用されるとか、何かそういったものはないんでしょうか。

○委員長（上村哲三君） 澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 悪用されるといいますか、正しい、正しく使われたものを載せているということであれば、そのことで何か不利益が出てくるとか、そういうのは全くないと思います。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前川議員。

○委員（前川祥子君） 一応、先ほどの閲覧することにおいては、本庁でできるというのが、まず、第一前提でありますので、ホームページに掲載することにおいてはですね、私は政務調査費とはということと、それから、本市における政務調査費の概要、その中の詳しいことにおいては、本庁のプラザで閲覧することができますというようなことを、ホームページに載せるだけでもいいんじゃないかなあというふうに思います。

そのほか、皆さん方が、ホームページで全てのことを掲載する必要があるというふうにおっしゃれば、それはそれで、特に悪用されることがなければ構わないとは思いますが。

○委員長（上村哲三君） 小会します。

（午後0時10分 小会）

（午後0時17分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

○委員長（上村哲三君） それでは、お諮りいたします。

ホームページに載せる場所として、市公式ホームページの市議会の部屋にするということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） では、そのように決しました。

また、ホームページには、収支報告書の写し、会計帳簿の写し、領収書の写し、視察報告書の写しとしますが、サーバーの容量によって割愛する場合がありますので、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） では、そのように決しました。

また、ホームページへの公開の対象とする年度は、議運で公開が決定された平成23年度分からということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、そのように決しました。

また、ホームページ上の設置期間は、6月30日までにすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） また、掲載しておく期間はいかがいたしましょうか。（「1年間」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 1年間ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） そのように決しました。

以上、ただいま御協議いただいたとおりとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、

そのように決しました。

その実施しようとする時期については、先ほどの設置方法と同様、事務処理（コピー紙PDF化してアップ）する手間の問題もありますので、いずれかの議会の本会議で中間報告をした後で、できるだけ速やかにホームページに載せたいと思いますが、この取り扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議がございませんので、そのような取り扱いとさせていただきます。

次に、御確認と御協議願いたい事項がありません。

まず、議員表決申告書の配付についてですが、審査が終了しております決算に係る議案12件につきましては、開会日に委員長報告の後、討論採決となる予定であることから、その際は、26日の本会議において、議員表決申告書を議席に配付いたしておくこととなりますので、よろしく願いをいたします。

次でございますが、採決結果を記入する、その対象といたしましては、9月定例会では人事案件は除くとされたところでございます。

そこで、12月定例会での取り扱い、また、今後の取り扱いについては、どのようにしたらいいのか、御意見等があれば願います。

これについては、10月16日、議運の中で、増田広報委員会委員長から、人事案件の表決の掲載についての結論は出ていないとの報告があっております。

御意見があれば願います。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） その人事案件は、今まで掲載しないとつたかな。

○委員長（上村哲三君） そうです。

○委員（松浦輝幸君） じゃあ、もう人事案件

まで、一緒にいきましょう。載せるようにしたらいかがかと思います。表決を載せる。

○委員長（上村哲三君） そのような意見が出ておりますが、ほかに御意見ございませんか。

はい、増田広報委員長。

○委員外議員（増田一喜君） 一応、9月の時点では、まだ結論は出ていないということでございますけれども、今度12月のときに、それをまた審議していきたいと思いますが、9月の折には、一応公開をする方向でという話は進んではおります。ただ結論を、そのときに出してないということで、12月には、また、一応結論を出したいなという意向ではあります。

ただし、議運のほうで、先にオーケーが出れば、それはそれとして、広報委員会のほうでは、また、参考にしたいとは思っております。

○委員長（上村哲三君） 人事案件についてはですね、表決に載せるというのは、新生会さんからもですね、意見があつておりました。載せないでおこうということですね、いろいろあるからということで。自民党からもそういうふうな意見があつておりました。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（上村哲三君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） 済みません、持ち帰って協議をしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかに御意見ございませんか。自民党さん、ありませんか。

はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 提案された議案に対してはですね、全て、今表決を全部決定するというようなところで来てて、その人事案件だけが、前回は掲載しなかったという話で、出てきた案件についてはですね、全て掲載するというふうなところにおいて、人事案件も同じであらうということですよ。それは賛成、反対、ともにあると思いますので、それについては、載せるべきだと、私は、松浦委員のお考えと同

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、
そのように決しました。

◎その他

○委員長(上村哲三君) 次に、3、その他の
(1) 管外行政視察についてを議題といたし、
当委員会の行政視察について御協議願いたいと
思います。

しばらく小会いたします。

(午後0時25分 小会)

(午後0時30分 本会)

○委員長(上村哲三君) それでは、本会に戻
します。

ただいま御協議いただいたとおり、来年1月
23日から26日までの、「5までだろう」
と呼ぶ者あり) 25日までの視察日程に基づ
き、詳細な内容については事務局と協議調整の
上決定いたしたいと思いますが、本件について
は、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、
そのように決しました。

それでは、ほかはないようですので、議会運
営委員会を閉会いたします。

(午後0時30分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

平成24年11月19日

議会運営委員会

委員長